

看護小規模多機能型居宅介護利用契約 重要事項説明書

作成日:2025年2月26日

1. 事業者概要(全社共通)

事業者名	ミモザ株式会社
代表者名	代表取締役 清水 亨
所在地	東京都品川区南品川二丁目2番5号

2. 事業所概要

事業所の種類	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所				
介護保険事業者指定番号	1495300483				
医療機関コード指定番号	5390315				
事業所名	ミモザ川崎たちばな				
所在地	神奈川県川崎市高津区子母口999				
電話/FAX番号	(電話)044-750-2612/(FAX)044-750-2613				
管理者氏名	小山 亜矢				
事業所の目的	要介護状態となった場合においても通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援することを目的とする。				
事業所の運営方針	利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境、他の医療保険サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。				
開設年月日	2018年3月1日				
設備の概要	宿泊室	個室	5室		
		個室以外	1室		
		合計	6室		
	居間	1か所			
	食堂	1か所			
	台所	1か所			
	浴室	1か所			
	消防設備	非常灯、誘導灯、消火器、自動火災報知機、スプリンクラー設備			
利用定員	その他				
	事務室、相談室				
	登録定員	29名			
	通いサービスの定員	18名			
	宿泊サービスの定員	6名			
	短期利用の定員		登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用の利用者の合計が、宿泊サービスの定員の範囲内であること。		
併設サービス	認知症対応型共同生活介護				
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社				

3. 事業実施地域およびサービス提供時間

サービス提供地域	川崎市高津区、宮前区、中原区	
営業日	365日	
サービス提供時間	通いサービス	9:45~16:00
	宿泊サービス	16:00~翌9:45

訪問サービス	24時間
看護サービス	24時間

4. 職員体制(主たる職員)

職種	職員(人)		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者 (内、介護支援専門員兼務) (内、介護従業者兼務) (内、正看護師) (内、保健師) (内、准看護師) (内、他施設の職務兼務)	1人		介護従業者および業務の管理を行う。
	0人		
	(0人)		
	(0人)		
	(0人)		
	(1人)		
	(0人)		
介護支援専門員 (内、介護従業者兼務) (内、保健師または看護師) (内、准看護師) (内、併設施設の職務兼務)	0人	0人	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にかかる業務を行う。
	(1人)	(0人)	
	(0人)	(0人)	
	(0人)	(0人)	
	(0人)	(0人)	
介護従業者 (内、保健師または看護師) (内、准看護師) (内、併設施設の職務兼務)	3人	12人	ご利用者の介護や入浴・排泄・食事等生活全般にかかる援助を行う。
	(1人)	(4人)	
	(1人)	(2人)	
	(0人)	(0人)	

※ 厚生労働省の定める基準を遵守し、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 勤務体制

日中生活時間帯 (6:00～22:00)	厚生労働省の定める基準を遵守しております。 ① 常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3またはその端数を増すごとに介護従業者を1人以上および訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2人以上配置します(月または4週の平均の常勤換算による方法によります。)。 ② 介護従業者のうち1人以上の者は、常勤の保健師または看護師とします。 ③ 介護従業者のうち保健師、看護師または准看護師(以下、「看護職員」といいます。)である者は、常勤換算方法で2.5以上とします。 ④ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる介護従業者のうち、1以上の者は、看護職員とします。
夜間及び深夜の時間帯 (22:00～翌6:00)	厚生労働省の定める基準を遵守しております。 ① 夜勤に当たる介護従業者を1人以上配置します(ただし宿泊サービス利用者がいない場合は配置しないことがあります。)。 ② 宿直に当たる介護従業者を1人以上配置します(原則オーコール対応とします。)。

6. サービスおよび利用料等

6-1. 介護保険給付の対象となる料金

料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。なお住所変更により、利用者の住所が事業所の所在する市区町村でなくなった場合は、介護保険給付サービスは利用できなくなることがあります(事前に事業所にご相談ください。)。

6-2. 保険の対象とはならない費用

保険の対象とはならない費用は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

6-3. 医療保険給付の対象となるサービス

料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

7. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

電話番号	044-750-2612
受付時間	随時(当日朝の場合は、なるべく8時30分までにお願いします。)

8. 利用にあたっての留意事項

共通	事業所の敷地内では喫煙を原則遠慮していただいております。
通いサービス	利用者の希望により、サービス提供時間をあらかじめ作成された看護小規模多機能型居宅介護計画に則り延長する場合の利用者の送迎に関しては、原則として利用者自ら、または家族等により送迎していただきます。
宿泊サービス	長期宿泊を希望される場合において、複数の利用者が長期宿泊するなど他の利用者が適切に宿泊サービスを利用することができないことが予想される場合、当該長期宿泊を調整する場合があります。
訪問サービス	<p>① 通院の付き添いは原則として、独居でお一人では通院が困難な方を対象とします。ただし事情によりご家族等で通院の付き添いが一時的に困難な場合は、ご相談に応じます。</p> <p>② 当事業所の職員が通院に付き添う場合の交通費は、当該ご利用者の負担となります。</p> <p>③ 独居でお一人では困難な場合に限り、買い物の支援とお部屋の清掃を行います。ただし事情によりご家族等で一時的に上記のことが困難な場合は、ご相談に応じます。</p>
看護サービス	利用者の主治医の指示書に基づき、療養上の世話、必要な診療の補助に関する事を行います。
短期利用	緊急に必要と認めた場合など一定の要件を満たした場合に、7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)だけ限定的に利用していただけます。
医療保険の訪問看護	医療保険の訪問看護の実施は、次のいずれかが行われた場合に限ります。 ① 利用者の主治の医師が、利用者が末期の悪性腫瘍その他別に定める厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合。 ② 利用者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合又は特別指示書の交付があった場合。

9. 研修

事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。また業務の執行体制についても検証・整備します。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内

② 経験に応じた研修 随時

10.緊急時及び事故発生時における対応

- 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業者の定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また主治医または事業者の定めた協力医療機関への連絡が困難である場合には、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は上記の事故の状況および事故の際にとった措置について記録します。
- 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

11.秘密保持と個人情報の保護

- 事業者は、利用者およびその家族等(以下、「利用者等」といいます。)の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。
 - ① 業務上で知りえた利用者等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護します。
 - ② 秘密保持については、看護小規模多機能型居宅介護利用契約の履行中だけでなく、当該契約終了後も遵守します。
- 事業者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に利用者等の個人情報を関係者等に開示することがあります。
 - ① 利用者または第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある場合。
 - ② 利用者のあらかじめの書面による同意がある場合。
 - ③ その他利用者等の個人情報を開示する正当な理由がある場合。

12.提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13.身体拘束等の適正化

- 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束を行う場合があります。
- 上記の身体拘束を行うのは、以下の3つの要件をすべて満たしている場合に限ります。
 - ① 切迫性
利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性
身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性
身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 事業者は、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過をご家族等に報告します。

- 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知します。
- 事業者は上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、年2回および入社時に身体的拘束等の適正化のための研修を行います。

14.協力医療機関等

機関名	医療法人社団 明芳会 横浜新都市脳神経外科病院
診療科目	脳神経外科、整形外科、内科、循環器内科
所在地	神奈川県横浜市青葉区窪田町433番地

機関名	田園都市溝の口つづじ歯科クリニック
診療科目	歯科
所在地	神奈川県川崎市高津区新作3-1-4

機関名	医療法人社団 東華会 介護老人保健施設 たかつ
サービス名	介護老人保健施設
所在地	神奈川県川崎市高津区子母口498番地2

15.苦情相談窓口並びに苦情処理の体制及び手続き

苦情相談窓口は下記の通りとなります。事業所苦情相談窓口又は本社苦情相談窓口の担当者が苦情を受けた場合、当該苦情に関する情報収集を行い、必要に応じて関係者と協議を行います。その結果、対応策の実施が必要となった場合には、速やかに実施します。

事業所苦情相談窓口	管理者 小山 亜矢(電話)044-750-2612 平日9:00~17:00
本社苦情相談窓口	お客様相談室 (電話)03-6712-8110 平日9:00~17:00
外部苦情申立て機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 (電話)045-329-3447
	高津区役所高齢・障害課 (電話)044-861-3255
	宮前区役所高齢・障害課 (電話)044-856-3242
	中原区役所高齢・障害課 (電話)044-744-3217

重要事項説明書の添付書類

- 介護保険の基本報酬
- 介護保険の加算報酬
- 介護保険の各種加算の説明
- 医療保険の報酬
- 保険の対象とはならない費用一覧

(以下余白)

(事業者)

当事業者は重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容および重要事項の説明をしました。

事業所名 ミモザ川崎たちばな

住所 神奈川県川崎市高津区子母口999

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者名 _____

(利用者)

私は本書面の交付と説明を受け、重要事項説明書及びその添付書類の内容に同意いたします。

住所 川崎市高津区子母口999

氏名 _____

(署名代行者(利用者の署名を代筆した場合))

利用者は、心身の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

住所※1 _____

氏名 _____ (本人との関係: _____)

※1 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。

(家族の代表または利用者代理人(代理人がいる場合))

住所※1 _____

氏名 _____ (本人との関係: _____)

※1 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。